

加監公表第19号

令和3年11月8日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年9月10日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、令和3年9月22日に監査委員において協議し、令和3年9月10日付けでこれを受理することを決定した。

なお、令和3年9月24日及び令和3年10月1日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) A町内会連合会からB小学校が受領した令和2年度助成金（以下「本件助成金」という。）について

B小学校は、A町内会連合会から本件助成金35,000円を受け取っている。本件助成金を含む助成金の帳簿（「A町内会連合会助成金会計簿」B小学校作成）の写しを加古川市（以下「市」という。）の情報公開請求で入手できたことから、本件助成金は市のお金（公費）である。学校が寄附を受ければ、その時点で公費となると考えられる。

本件助成金が公費とならず、領収書も必要なく、監査もないことに疑問がある。

(2) 本件助成金を元手とした支出について

本件助成金は、修学旅行のお土産代や講師への手土産代などに使用されていた。修学旅行のお土産は、交通安全指導員へのお礼として購入していると教頭より聞いている。交通安全指導員には市から報償等が支出されている。その上で、学校から公費で1人約6,000円のお土産を購入し、交通安全指導員へ渡すことは、重複支給になると思われる。

また、学校自転車の修理代が本件助成金を元手として支出されていた。学校備品の修理代は教育総務課から支出されるはずである。本件助成金を元手とした支出に

については、監査もなく、領収書の添付も不要であり、教育総務課が支出した修理代を助成金で支出したと帳簿に記載しても指摘を受けることがない。学校自転車の修理代は、重複支給の疑いがある。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件助成金を元手として支出したもののうち、交通安全指導員へのお土産代、講師への手土産代、学校自転車の修理代の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件助成金の法的性質及び本件助成金を元手とした支出について

本件助成金が公金であるか否か。

また、本件助成金が公金であるとするれば、B小学校が本件助成金を元手として交通安全指導員へのお土産代、講師への手土産代、学校自転車の修理代を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

教育指導部

(3) 請求人の陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年10月1日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

教育指導部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3年10月4日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

ア 本件助成金について

学校の運営に係る経費には、公費と私費があり、公費は、国又は地方公共団体の予算に計上される金銭であり、「学校園配分予算」「教育委員会事務局執行予算」が該当する。私費は、公費以外のもの全てが該当し、学校の責任において徴収する教材費等の「学校園徴収金」、学校と関わりのあるPTA等の団体が徴収する「団体会計」がある。

助成金は、その学校の教育活動を更に促進したり支援したりする趣旨のため、国又は地方公共団体の予算に計上される公費には該当せず、私費の「学校園徴収金」「団体会計」のどちらにも属さない、それ以外の私費に該当するといえる。助成金は、収入が不定期であること、収入金額の予測ができない等の性質があることから、教育委員会では「学校園徴収金」と同様の取扱いができないため、会計処理をするためのマニュアルは示していない。しかし、助成金等を学校の代表である校長が受領する場合は、適正な会計処理をするように、平成30年の校長会において口頭で出納簿の作成について周知している。

B小学校における助成金については、A町内会連合会の会長（以下「A町内会連合会長」という。）から、「学校や子供たちのために使ってほしい」との意向を受け、B小学校の代表として校長がその意向を確認し、受領している。助成金を元手とした支出について、その用途に双方の取決めはなく、金額の制限等は設けられていない。B小学校が助成金を受領することになった経緯は不明であるが、A町内会連合会の会則に基づいているものと考えられる。また、令和2年度に本件助成金として35,000円を受領しており、過去10年間における助成金額の変遷はない。

イ 本件助成金会計簿について

助成金会計は、B小学校預金口座による管理がされており、主に教頭が会計年度ごとに助成金会計簿を作成し、収支金額及び会計年度間の繰越金額を記入している。また、支出した際は、助成金会計簿に明細が分かる領収書等を添付することとしている。なお、令和2年度末に校長が本件助成金会計簿、預金の照合確認を行い、本件助成金会計簿に確認済の押印をし、適正に処理をしている。

ウ 本件助成金を元手とした支出について

(ア) 修学旅行のお土産代（令和2年10月13日支出分）について

修学旅行のお土産として、交通安全指導員3名分を含む合計23個のお菓子（1個760円程度）を購入し、手数料を含め合計18,780円を支出している。

請求人は、「市から委嘱を受け、報償等が支出されている交通安全指導員へ本件助成金で購入した修学旅行のお土産を渡すことは重複支給になると思われる」との見解であるが、社会通念上許容される範囲を超えるものとは考えられず、重複支給にあたらないと考える。

(イ) 講師への手土産代（令和2年11月5日支出分）について

5、6年生を対象にしたインターネットトラブル防止講座は、生活安全課から講師が派遣されているため、謝金等は発生していない。講師へのお礼として手土産を渡している。なお、手土産は2,376円のお菓子である。

(ウ) 講師への手土産代（令和2年12月16日支出分）について

3、4年生を対象にしたインターネットトラブル防止講座の講師への手土産代として、上記と同様、2,376円を支出している。なお、上記の講師とは別の講師である。

(エ) 学校用自転車修理代（令和3年1月15日支出分）について

学校用自転車の購入時期及び経緯は不明であるが、「C地区防犯グループ」とのシールが貼られており、教職員による校区の見回りや長期休業中の補導などに使用している。パンクの修理にあたり、本件助成金を元手として修理用品であるタイヤチューブセット1,639円を支出している。教職員が子供たちの見回り等に使用しているものであるため、本件助成金により修理を行った。なお、令和2年度に、B小学校が自転車修理代を教育総務課に依頼したり、修理代を請求したりはしておらず、修理代の重複はない。

以上のことから、本件助成金をB小学校の校長（以下「B小学校長」という。）が受領し、本件助成金を元手として上記（ア）から（エ）の費用を支出したことに伴い、市に損害を与えたものはない。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 西 村 雅 文
加古川市監査委員 稲 次 誠

6 監査の結果

(結 論)

本請求を却下する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件助成金の法的性質及び本件助成金を元手とした支出について

請求人は、本件助成金を元手として支出した交通安全指導員へのお土産代、講師への手土産代、学校自転車の修理代の返還を求めている。したがって、B小学校が本件助成金を公費として認識すべきであり、公費とはされずに行われた本件助成金を元手とした支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

請求人は、学校が寄附を受ければ、その時点で公費となると考えている。本件助成金が公費とならず、領収書も必要なく、監査もないことに疑問があると主張している。

また、関係職員からは、学校の運営に係る経費には公費と私費があり、公費は、国又は地方公共団体の予算に計上される金銭であり、「学校園配分予算」「教育委員会事務局執行予算」に該当し、本件助成金は、学校の教育活動を更に促進したり支援したりする趣旨のため、国又は地方公共団体の予算に計上される公費には該当せず、私費の「学校園徴収金」「団体会計」のどちらにも属さない、それ以外の私費に該当するとの説明があった。

請求人及び関係職員がいう公費は、公金を指していると解せられる。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該

普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

公金とは、昭和23年10月12日行政実例によれば、「法令上当該普通地方公共団体又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいう。」とされている。

そして、寄附とは、義務によらず地方自治体へ納入される収入であり、民法に定める契約では贈与の性質を有するものであり、寄附金は、法第210条の規定に基づき、当該地方自治体の収入として、これを歳入歳出予算に編入しなければならない。

したがって、寄附というためには、地方自治体への納入金とする意思をもって、当該財貨を提供することが必要となる。そして、このような金銭の交付を受けた公務員は、当該金員を収納、調定する権限のある者に交付すべき義務を負うものというべきである。

関係職員への調査によると、本件助成金については、令和2年9月27日にA町内会連合会が拠出することについてA町内会連合会長が意思を示し、「学校や子供たちのために使ってほしい」との意向を受け、B小学校代表としてB小学校長が意向を確認し、令和2年9月30日に受領したものであることを確認した。

本件助成金の使途については、「学校や子供たちのために使ってほしい」とのA町内会連合会長の意向があり、本件助成金の使途はB小学校の学校運営及び児童の活動に資する支出に限定されるが、何がB小学校の学校運営及び児童の活動に資する支出であるかについてはB小学校長の裁量に委ねる趣旨であったと解せられる。

上記のとおり、本件助成金を拠出したA町内会連合会の会長の意思は、これを市の一般会計に計上して市の予算として市議会の承認等の手続を経て支出されるべきものとする趣旨を含むものであったとは考えにくい。

中央教育審議会が文部科学省に新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について提言したように、学校は子

供たちの学びや遊びの場であるとともに、地域の人々が集う地域コミュニティの核として大きな役割を果たしており、保護者（家庭）のみならず、地域住民とも深いつながりや日常的な交流をもち、学校と地域が連携・協働する関係の構築を目指している。助成金は、このような役割を担う学校に対し、地域の絆づくりに役立てる趣旨で、地域団体や保護者等から儀礼的に支出される費用であると考えられる。

また、本件助成金の金額も35,000円であり、決して高額とはいえず、社会通念上許容される範囲であると考えられる。

以上のことから、本件助成金については、市への寄附金、すなわち市の収入として歳入歳出予算に編入すべき金員と解することはできず、本件助成金は公金とはならないと判断する。

よって、本請求は法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。